

精神薄弱の用語の整理のための関係法律の一部を改正する法律案要綱

- 一 精神薄弱者福祉法、障害者基本法等において用いられている「精神薄弱」という用語を「知的障害」という用語に改めること。 (関係法律は、計三十二本)

(現行法上の主な用例)

(改正後)

精神薄弱者福祉法

————→ 知的障害者福祉法

精神薄弱

————→ 知的障害

(重度)精神薄弱者

————→ (重度)知的障害者

精神薄弱者援護施設

————→ 知的障害者援護施設

精神薄弱児施設

————→ 知的障害児施設

精神薄弱者居宅生活支援事業

————→ 知的障害者居宅生活支援事業

精神薄弱者更生相談所

————→ 知的障害者更生相談所

精神薄弱者福祉司

————→ 知的障害者福祉司

精神薄弱者相談員

————→ 知的障害者相談員

- 二 この法律は、平成十一年四月一日から施行すること。